

## ○用語説明

### 【あ行】

#### ◆一時保育（一時預かり事業）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に、保育所等で一時的に預かりが必要な保護を行う事業

#### ◆延長保育

保育所において、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業

### 【か行】

#### ◆学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校 6 年生まで）に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業

#### ◆家庭的保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 5 人以下）の保育を行う事業

#### ◆教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のこと

#### ◆義務教育学校前期課程

平成 28 年に学校教育法の改正により新設された新たな学校教育制度。小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校をいう

#### ◆居宅訪問型保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 の保育を行う

#### ◆合計特殊出生率

その年における 15 歳から 49 歳までの女性の出生率を合計したもの。一人の女性が生涯に産む子どもの平均数にあたる

#### ◆子育て世代包括支援センター

母子保健法により市町村が設置するセンターで、専門的な知識や経験を持つスタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の保健・福祉・医療などの関係機関と連携調整を行うなどにより、子育て期に係る切れ目のない支援を提供するもの

#### ◆コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

#### ◆子育てサークル

子育て中の保護者等が、子どもの年齢や地域等のつながりで集まり、子育てについての情報交換やさまざまな活動を行うこと

#### ◆子育て支援センター（子育て支援拠点事業）

子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する専任職員を配置し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。また、子育てに関する情報を収集・発信したり、子育てに不安を感じたり悩みを持つ親の相談に応じる

#### ◆子育て短期支援事業

児童の保護者が疾病等の社会的な事由により、家庭における養育が一時的に困難になった場合、または母子が夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設で養育・保護する事業

#### ◆個別の教育支援計画

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（AD/HD）、高機能自閉症等、障害のある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫して的確な教育的支援を行う計画

### 【さ行】

#### ◆事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う

#### ◆実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

#### ◆児童館

児童に健全な遊びを提供し、集団的・個別的に指導してその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図るなど、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設

#### ◆障害児保育

集団保育が可能な障害がある児童を保育所に入所させ、その他の児童とともに集団で行う保育

#### ◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数(定員6～19人)の保育を行う

#### ◆食育

食に関するさまざまな体験を通して、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生

活を実践することができる人間を育てること

◆**スクールカウンセラー**

児童生徒や保護者から悩みを聞き、心のケアを行うため、「心の専門家」として相談・支援を行う

◆**スクールソーシャルワーカー（SSW）**

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力をしながら問題の解決を図る専門職で、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通じ、児童・生徒の支援を行う

◆**青少年健全育成活動**

青少年の健全育成と非行防止の意識を高揚するため、家庭、学校、地域が連携して行う非行防止活動や環境浄化活動

**【た行】**

◆**待機児童**

保育所へ入所申込みをし、入所要件に該当しているが、入所していない児童

◆**多様な主体の参入を促進する事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

◆**地域型保育事業**

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある

◆**地域子ども・子育て支援事業**

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業などがある

◆**特定教育・保育施設**

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない

◆**特定地域型保育事業**

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと

◆**特別支援員**

障害のある児童生徒が、適切な教育を受けることができるよう、小・中学校において介助と身辺の生活支援等を行うため配置している介助員のこと

#### ◆特別支援教育コーディネーター

特別な教育ニーズのある子どもや保護者に対し適切な支援を行うため、保護者や関係機関に対する学校の窓口となる教員。学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う

### 【な行】

#### ◆乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問して、子育てに関する情報の提供や、乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ助言等の支援を行う事業

#### ◆乳児保育

乳児（満1歳に満たない者）の保育事業

#### ◆認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことで、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つのタイプがある

#### ◆妊婦健康診査事業

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業

### 【は行】

#### ◆パブリック・コメント

町が施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容等の必要事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見や情報を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続き

#### ◆バリアフリー

障害のある人や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去すること。元来、住宅建築用語で、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いが、障害のある人等の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去というより広い意味で用いられる

#### ◆病後児保育

保育所等に通う児童を対象に、病後の回復期でまだ集団生活が困難であり、保護者が仕事を休めない場合に、保育所に代わって保育する制度

#### ◆病児保育

保育所等に通う児童を対象に、児童が発熱等の急病の場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する事業

#### ◆ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が、会員同士で育児を

助け合う地域の子育て支援事業。活動内容は、保育施設の保育開始時間前や終了時間後の子どもの預かり、保育施設までの送迎、子どもが軽度の病気の場合の臨時的な預かり等がある

◆放課後児童健全育成事業（仲よしクラブ）

「学童保育事業」を参照

【や行】

◆養育支援訪問事業

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業

◆幼児教育無償化

2019年10月1日からの消費税率引き上げによる財源を活用し、3歳以上及び0～2歳児の非課税世帯について、認可保育施設等の利用料を無償とする制度。保育の必要性があるにも関わらず無認可保育施設等を利用する場合にも一定の基準額まで無償とするもので、女性の就業

◆要保護児童対策地域協議会

保護が必要な児童への適切な対応を図るため、市、兵庫県こども家庭センター、民生委員・児童委員等が参加し、児童や保護者等の情報交換や支援内容の協議を行う機関

【ら行】

◆利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

◆両親学級

夫が父親としての役割を自覚し、母親となる妻に対して思いやりを持ち、夫婦で協力して妊娠・出産・育児に取り組めるよう支援する教室